

明日香村新庁舎建設基本計画検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明日香村新庁舎の建設に向けて策定した明日香村新庁舎建設基本構想の内容をさらに検討し進めるため、明日香村新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）策定を目的に、明日香村新庁舎建設基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 新庁舎建設に関する事項について検討又は協議を行い、基本計画の案を村長に提案するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元関係団体
- (3) 行政関係者
- (4) 住民3人程度
- (5) その他、村長が適当と認める者

3 前項第4号の委員は、公募によるものとし、募集要領は、村長が別に定める。

4 委員は、委嘱の根拠となった公職又は団体等の職を離れたときは、委員の職を失うものとし、新たに公職又は団体等の職に就いた者が委員となる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 副委員長は、委員長が任命する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、明日香村の基準に準じて支払うものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画策定の日までとする。

(オブザーバー)

第7条 委員会は、基本計画の検討にあたり助言を聴取するため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、村長が委嘱し、その任期及び報酬、費用弁償は委員の例による。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員（第4項の規定により代理出席した者を含む。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員が欠席の場合、当該委員の代理者の出席を認めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、総合政策課とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月10日から施行し、基本計画が策定された日をもって、その効力を失う。

2 村長は、この要綱の施行の日前においても、委員会の委員の選任に関し必要な準備行為をすることができる。